

盛岡市社会福祉事業団女性活躍推進計画

女性職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮し職業生活の中で活躍できるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

(※最終見直し 令和 5 年 4 月)

2 内 容

目標 1 女性が働きやすく、各種休暇を取得しやすい環境の整備を図る。

〈対策〉

- ・ 家庭の状況に応じて、年次有給休暇等を取得しやすい環境を作り、常に対応できるような職員体制づくりに努めます。
- ・ 産前・産後休暇、また育児休暇取得時には代替の人員を確保するなど、安心して休業できるよう努めます。
- ・ 子供の看護のための休暇の取得を小学校修了までに拡大しているが、各職員への十分な情報提供を行い、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

目標 2 短時間勤務制度の実施により労働者が子育てのための時間を確保できるような体制作りを図る。

〈対策〉

- ・ 養育する者は育児短時間勤務の適用を受けることができることとされており、制度について周知を図り、周りの職員が十分にサポートできる体制を整えます。

目標 3 事務改善による業務の縮減及び超過勤務の縮減を図る。

(各月ごとの平均残業時間数を 10 時間以下にする。)

〈対策〉

- ・ 定時退勤日（毎週水曜日）に注意喚起を今まで以上に図り、管理職が率先して実行するように努める。
- ・ 定時退勤できない職員の多い職場へは、管理職等への指導徹底を図ります。
- ・ 各月ごとの平均残業時間数を 10 時間以下にするよう職員の意識付けに努めます。
- ・ 事務の簡素化を促進し効率的な事務遂行を図るよう、定期的に見直しを行っていきます。
- ・ 子育て中の職員に対し、勤務時間における業務について、適切な配慮を行います。

目標 4 出産手当金等の取得に係る申請等の情報提供を行う。

〈対策〉

- ・ 出産のため仕事を休み給料を受けられない場合に、出産手当金等について十分な情報提供を行い、取得申請等の事務手続きがスムーズに行われるよう協力を努めます。

目標 5 出産や育児・介護等により離職した職員や定年退職者等へ再雇用についての情報提供を可能な限り行う。

〈対策〉

- ・ 在職中の経験内容により、可能な限り再雇用の機会を提供するとともに、情報の提供に努めます。

目標 6 平成 37 年までに非正規職員から正規職員等へ 10 人以上転換させる。

〈対策〉

- ・ 職員配置の現状や雇用形態を把握し、職員が安定した雇用体系で働けるよう、正規職員への登用を積極的に行っていきます。

目標 7 女性の管理職並びに施設長などへの登用を積極的に推進していく。

〈対策〉

- ・ 各種研修などにも参加できる職員体制や研修補助等を可能な限り行えるような環境作りに努めます。

別 紙

◎子供の看護休暇（目標 4 関係）

対象 小学校修了まで

日数 一の年において 5 日（その養育する小学校終了までの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

◎子供の通院費の助成（目標 6 関係）

対象 健康保険の被扶養者である子

助成額 通院費から 3,000 円を控除した額

<参考> 盛岡市社会福祉事業団職員互助会規程

（医療費補助事業）

第 12 条 会員及び子（健康保険による被扶養者）が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条ノ 3 第 1 項に掲げる保険医療機関又は保険薬局から療養を受けたとき、その療養費の一部を補助する。

2 療養費の補助は、その者が療養に要した費用の領収証を互助会に提出し、互助会は、健康保険法に定める高額療養費受給範囲までの額を限度として、自己負担した額から 3,000 円を差し引いた額を補助する。

3 療養に要した費用とは、健康保険法に規定する医療費とする。